

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について(令和6年度決算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和6年度の決算における社会保障財源化分の用途は、次のとおりです。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額	1,637,637 千円
うち社会保障財源化分	919,125 千円
〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	10,891,838 千円

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	48,292	15,247	562	0	0	5,862	26,621
	総合保健福祉センター費	20,093	0	0	4,100	0	2,886	13,107
	障害者福祉費	2,705,734	1,198,233	686,637	0	26,660	143,311	650,893
	老人福祉費	55,196	0	677	0	2,379	9,409	42,731
	老人福祉施設費	51,341	0	0	6,500	0	8,092	36,749
	介護保険費	3,919	1,650	0	0	0	409	1,860
	児童福祉費	37,299	6,507	4,594	0	37	4,721	21,440
	児童措置費	874,640	652,358	117,614	0	0	18,887	85,781
	母子福祉事業費	349,350	103,114	27,164	0	0	39,531	179,541
	児童福祉施設費	219,875	46,023	43,077	0	39,717	16,430	74,628
	保育園費	1,526,164	337,401	175,556	15,400	30,157	174,607	793,043
	生活保護総務費	58,492	1,793	0	0	0	10,231	46,468
	生活保護扶助費	1,988,187	1,488,472	34,719	0	0	83,907	381,089
	幼稚園費	149,148	32,958	16,619	0	0	17,967	81,604
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	540,748	82,202	267,374	0	0	34,496	156,676
	介護保険特別会計繰出金	755,188	31,209	15,605	0	0	127,823	580,551
	後期高齢者医療特別会計繰出金	185,294	0	135,480	0	0	8,989	40,825
	後期高齢者医療事業費	727,136	0	0	0	0	131,209	595,927
	国民年金費	177	177	0	0	0	0	0
保健衛生	保健衛生総務費	80,908	0	0	0	39,574	7,459	33,875
	予防費	223,486	226	101	0	42,629	32,576	147,954
	母子保健費	225,973	3,838	43,441	0	17,214	29,138	132,342
	健康増進費	65,198	851	2,363	0	0	11,185	50,799
合計		10,891,838	4,002,259	1,571,583	26,000	198,367	919,125	4,174,504

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。
※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。